

いじめ防止基本方針

小平市立鈴木小学校

1 いじめ問題に対する基本方針

平成 25 年 9 月に、いじめ防止対策基本推進法が施行され、令和 4 年 12 月に改訂された小平市いじめ防止基本方針を受けて、本校の児童が安全・安心して学校生活を送ることができるよう、「鈴木小学校いじめ防止基本方針」を策定した。基本理念は以下のとおりである。

すべての教職員が、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・重大事態への対処を徹底するために、以下の認識に立ち、解決に向けて取り組む。

- ・いじり、いじわる、いやがらせ、いたがらせを決して許さない。
- ・いじめは、絶対に許されない。
- ・いじめは、どのこどもにも、どの学校でも起こり得る。
- ・どのこどもも被害者にも加害者にも傍観者にもなり得る。

そのために、教育委員会や家庭、地域、関係機関と連携するとともに、いじめ防止の取組の実効性を点検し、必要に応じていじめ防止基本方針の見直しを図る。

小平市立鈴木小学校は、この基本理念の下、かけがえのない存在である児童一人一人が元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に強い決意で取り組んでいくこととする。

2 いじめ防止等のための組織

- | | |
|-----------|--|
| (1) 組織の名称 | いじめ防止等対策委員会（いじめ防止対策推進法第 22 条に基づき設置） |
| (2) 組織の構成 | 校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・当該担任
特別支援コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー |
| (3) 組織の役割 | <ul style="list-style-type: none">・いじめに関する情報の収集および共有・いじめ事案の確認および対策案を練る・当該児童への指導、当該保護者への対応・学級の指導体制の強化、支援・外部組織への協力要請および通報・いじめ防止および早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析 |

※「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として、学校サポートチームを活用する。

学校サポートチームとは、学校だけでは解決できない児童の問題行動等に適切に対応するため、学校・家庭・地域・関係諸機関の代表者により構成する組織。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる者を含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」と定義する。

4 いじめに対する措置

(1) いじめの認知の判断規準

いわゆる「社会通念上のいじめ」と学校で認知するいじめとは必ずしも一致する物ではない。児童の力関係や深刻さはいじめの認知に影響しない。相手を傷つけることを意図しない言動も含む。加害児童や第三者からは問題ないと見える場合、被害児童が「いじめられていない」と否定する場合でも、被害児童が苦痛とを感じる物は認知する。いじめと認知することは児童の苦痛を受け止め、ケアすることと捉える。

(2) 「いじめ防止等対策委員会」としての対応

発見・通報を受けた教職員は、「いじめ防止等対策委員会」で直ちに情報を共有し、被害児童への支援、加害児童への指導、周囲の指導へのケアについて教職員の役割分担をする。

(3) 関係諸機関との連携

暴行や金銭強要等の犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、警察や子ども家庭支援センター・児童相談所等と情報を共有し、関係諸機関の支援を受けながら対応策を協議する。

(4) いじめに対する措置

① いじめを受けた児童

(ア) 安全確保

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するために、状況をきめ細かく把握する。具体的には、授業中や休み時間、放課後、家庭訪問などを利用した複数の教員による声かけや面談、教職員の打ち合わせ等を利用した児童の情報共有、見守りや付き添いを実施する。

(イ) 心身のケア

いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とともに、被害児童及び保護者のケアを行う。

② いじめをした児童

(ア) 指導及び組織的な対応

いじめをした児童には、教育的配慮の下、いじめに至った背景・経緯を明らかにしながら自らの行為の問題点に気付かせるように、個に応じたきめ細かい指導を行う。またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、当該児童の継続的なケアを行う。

③ いじめを見ていた児童

(ア) 大人へ報告できる教職員の体制づくり

保護者、地域及び学校は、いじめを見ていた児童が勇気をもっていじめを伝えられるようにするため、大人に伝えても守ってもらえると思ってもらえるようにする。

(イ) 当事者意識の醸成

いじめを見ていた児童が見て見ぬ振りをせず、自分の問題として捉えさせる取り組みを推進・充実させる。

④ 解消のための組織的な対応

(ア) 教員の対応

いじめを発見した、又はいじめの報告を受けた教員は、特定の教職員で対応せず、いじめ防止基本方針に則り、管理職及び対策委員会に直ちに報告する。

管理職の指示の下、いじめを受けた児童及びいじめをした児童の保護者等にも状況を説明し、家庭での見守り及び解消に向けた指導への理解と協力を得る。

(イ) 管理職及び対策委員会の対応

報告を受けた管理職及び対策委員会は、事実の確認と解消に向けた取組が組織的に行えるように指示、指導する。またその指導の状況や児童の様子から、解消に向けた取組が適切であるかを判断し、必要に応じて改善を指示、指導する。

⑤ 犯罪行為への対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携する。

(5) いじめの解消に係る判断基準

いじめの行為が少なくとも**3ヶ月継続**して止んでいること、被害児童が苦痛を感じていないことを目安とする。スクールカウンセラー等の専門家の意見を聞き、児童が信頼できる教職員が、秘密が確実に守られる場所で丁寧に確認する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な英雇用を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 重大事態への対処

次に掲げる場合には、その事態（以下重大事態という）に対処し、また当該重大事態と同種の事態の発生を防ぐため、速やかに「いじめ防止等対策委員会」を開催し、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行う

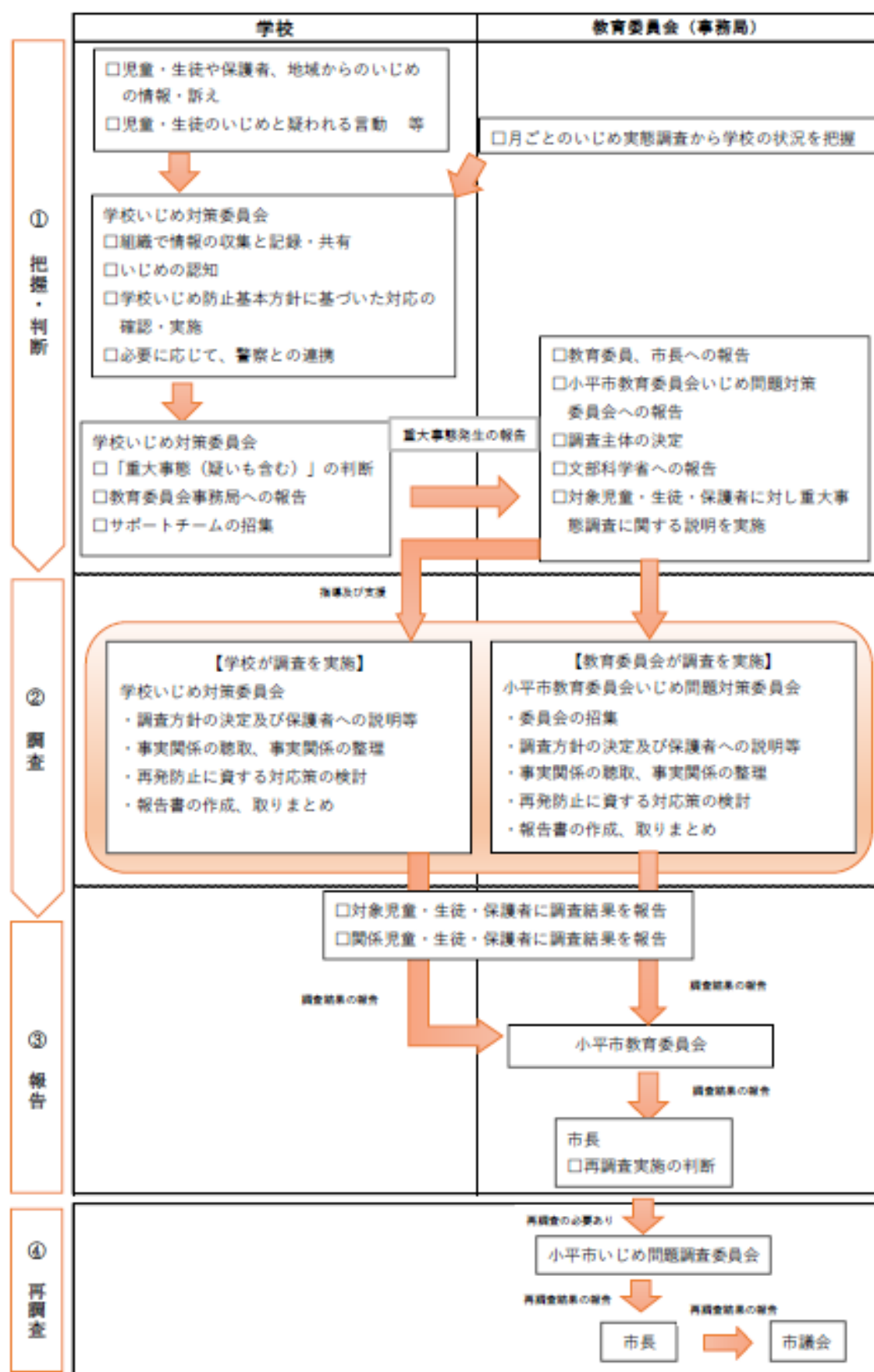
- (1) いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- (2) いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- (3) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

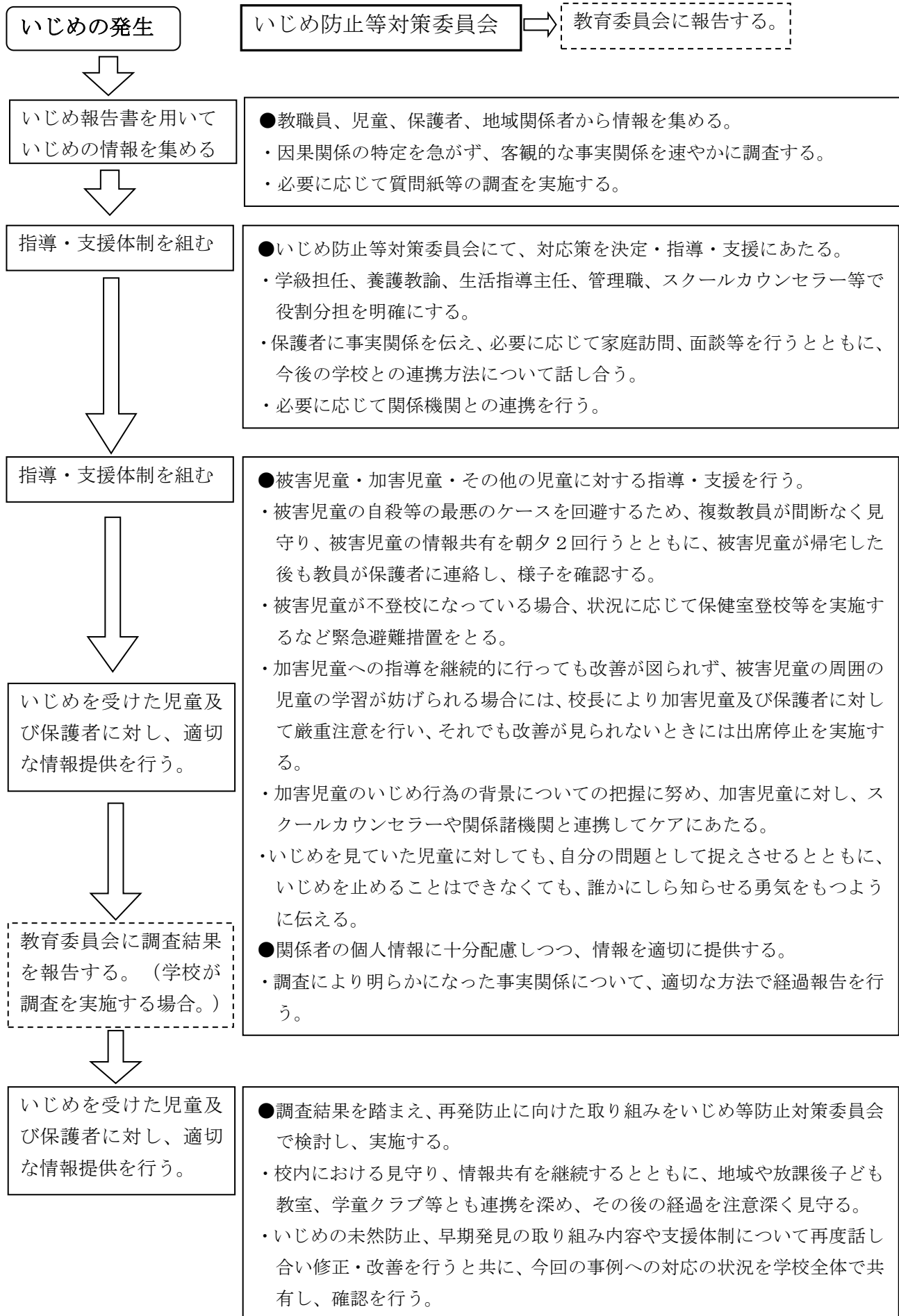
相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間目安としている。

いじめ重大事態発生時の基本的な対応の流れ（フロー図） 【別添1】



※上記の流れを基本としながら、個別の事案の状況に応じて対応する。

【重大事態の対応フロー図】※校内対応



6 主な取組

(1) いじめの未然防止や早期発見のための措置

①「いじめ防止等対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）を設置する。生活指導夕会において、日常的、定期的に児童の情報を共有し、組織的に対応する。いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎや情報提供を行う。

②「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年3回以上実施するとともに、「月ごとのいじめ実態調査票」を月1回活用し、いじめの確実な発見に努める。

○いじめに関する児童アンケート 6月・11月・2月実施

○月ごとのいじめ実態調査票 毎月10日までに実施後、教育委員会へ報告

○担任と児童の2者面談 6月・11月・2月実施（担任が面談を必要とする児童）

③スクールカウンセラーによる小学校第5学年児童の全員面接の実施、**朝の時間を利用した「いじめ防止」に向けた心理教育**、相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。

○5年児童の全員面接 1学期中に実施

④児童がいじめの相談を行いやすいよう、「学校いじめ相談メール」の実施や「相談箱」の設置を行う。

○スクールパス相談機能の周知

○カウンセラー室前に相談箱設置

⑤いじめをはじめとする生活指導上の諸問題等に関する校内研修を、年3回以上実施する。

○校内研修 4月（いじめ防止研修①いじめの定義）

5月（生活指導全体会）

6月（いじめ防止研修②いじめの実態）

8月（特別支援教育研修会）

11月（いじめ防止研修③いじめの事例を基にした演習）

11月 人権担当による人権教育研修（R.6：男女平等教育）

2月（いじめ防止研修④本校におけるいじめ防止の取組振り返り）

(2) 児童の意識を高めるための取組

①「特別の教科 道徳」を要として、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係を築く道徳実践力を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。いじめは絶対に許されないことを自覚するようにするため、「いじめに関する授業」を年3回以上実施する。

○すべての学級が1, 2学年、「個性の伸長」「公正、公平、社会主義」「友情、信頼」3, 4年「友情、信頼」「思いやり」「公正、公平、社会主義」5, 6年「よりよく生きる喜び」「友情、信頼」「相互理解、寛容」「生命の尊さ」にかかわる道徳の授業を3回以上実施

②読書活動・体験活動などの推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

○年3回の読書旬間

○月1回の語り部サークル「いとぐるま」によるお話会
(低・中学年1ヶ月に1回 高学年2ヶ月に1回)

○週1回の朝読書の実施

○3年 総合的な学習の時間「この町大好き 大作戦」

○5年 総合的な学習の時間「ともに生きる」の実践

③児童会における活動等、児童の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。

○いじめ防止ポスターの作成

④家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育み、自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。

○月1回以上のたてわり班活動

○基礎的、基本的な学力の定着と個に応じた学力向上を目指したベーシックタイムの実施

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ(ネットいじめ)への対策の推進

- ①セーフティ教室において児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭と連携したルール作り等、保護者の協力を依頼する。
- ②学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

(4) 保護者との連携

- ①保護者への「いじめ防止基本方針」を周知する。
- ②「いじめ110番」やスクールカウンセラー、学校相談員への相談システムを保護者に周知する。
- ③学校・家庭での児童の様子について保護者との情報交換をこまめに行い、友達関係の小さな変化を早期に発見できるようにする。

(5) 点検と改善による指導

学校評価を基に、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組の点検・改善を行い次年度以降のいじめ防止基本方針を作成する。